

《complete the educational reform》

## 競争から共創、そして 響創の教育改革へ！

本日をもって、小平の教育長を退任することとなった。これまでの校長をリーダーとし、教職員や保護者、地域の学校に思いを寄せる関係者、教育委員会と事務局との共創、協働の下に進めてきた小平の教育改革は、多くの成果をあげ、全国のモデルとなったものも多い。この事実は、関わりを持ち、共創の精神の下、共に学校改革・学校創造に取り組んできたそれぞれの皆さんの成し遂げた成果であり、誇りであることを忘れず、更に前進する力として欲しい。私は、そのような皆さんに心から感謝している。

「これまで関わってきたことの行く末は？」、「これから先の学校と保護者・地域の連携の在り方は？」、「学校の責任者としての校長の果たすべき役割は？」「教師として、子供や保護者、地域の皆さんとどう関わりをつくっていったらいいのか？」「コーディネーターとして、ボランティアとして、地域の者として、公民館等で学んできた者として、これから先、学校や子供たち、先生方とどう関わっていったらいいのか？」等々、多くの疑問と不安が寄せられてきた。「これから先も、必ず何らかの関わりを持つから」とか、「困った時にはいつでも相談に乗るから」とか、「若手教員との勉強会にはできるだけ参加するから」とか、「今度は私が皆さんの役に立つから」と言っても、「一旦去ってしまったら、なかなか小平には来ないのでは・・・？」と、なかなか安心してもらえず、遂には、「それなら教育長、小平に引っ越してきてよ。」の言葉に乗せられ、玉川上水沿いに手頃なアパートを見つけ、小平の活動拠点を持つこととなった。「とんでもないことになってしまった！」と思う反面、「これだけ声をかけてもらえることは幸せなことである。」とも思っている。これからも小平の教育と地域活動に関わることを約束し、これまでの教育改革への私の所見を改めて述べることとするので参考にして欲しい。

### 家庭・地域社会との協働・参画をめざし、小平が進める共創の教育改革を更に充実・発展させる学校のグランドデザイン

学校のグランドデザイン (School Grand Design)

これからの学校創りの方向を示した、全体にわたる (壮大な) 計画・構想

平成18年12月に教育基本法が改正された。また、本年6月には社会教育法が改正されたが、この法改正の意図は、教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）の規定を社会教育法第3条の3（国及び地域公共団体の任務）に反映させることにある。これらのことから、学校教育と社会教育の二分論で教育を捉えてきたこれまでの教育行政の考え方を改め、「社会全体で教育の向上に取り組む」という方向性を示したということができる。

この考えは、小平市教育委員会が平成13年度に策定し、取り組んできた「21☆こだいらの教育改革アクションプラン」に示した、こだいらの教育改革の基調「地域で育てよう すこやかな子ども」そのものであり、世代間交流を進める中から、地域の教育力を学校教育に呼び込み、多彩で多様な、特色ある教育活動の創造と展開、地域の教育力の活用で学校外教育の充実をも図ってきた小平の教育改革に他ならない。

- ・ボランティアコーディネーター養成と学校支援ボランティアの活躍
- ・放課後週末支援事業から引き継いだ、放課後子ども教室の充実と多彩な活動の展開
- ・学校支援地域本部事業に連なる先行的な学校支援

東京都生涯学習審議会においては、平成17年1月の第5期答申において、学校・家庭・地域の協働による子供たちの育成を目指す「地域教育プラットフォーム構想」を提案し、子供たちが健全な成長を遂げるためには、学校教育のみならず、学校外教育の充実と活性化が必要不可欠であり、社会教育にはそれらを支援し、活性化させると共に、活動内容を豊かにし、充実させる機能があることを指摘してきた。小平市教育委員会が、地域力を呼び起こし、「地域で育てよう すこやかな子ども」を小平の教育改革の基調とした基本的な考えや、その実績を審議会に紹介することにより、東京都生涯学習審議会においても、地域力を活用した学校支援活動が今後の学校教育の重要なテーマに位置づけられてきた。

東京都教育委員会のサポートネット事業（平成14年度より3年間）にしても、プラットフォーム構想（平成17年度より2年間）にしても、これからの学校教育を支援する地域ぐるみの事業であり、小平市教育委員会においては、いち早く生涯学習推進課（当時の社会教育課）の事業として取り組んできた意図はここにある。

小平の地域を巻き込んだ先行的な取り組みや東京都教育委員会の施策化が、文部科学省の施策にも反映され、学校外教育事業として「放課後子ども教室推進事業」が施策化された。また、地域全体で学校を支える地域総ぐるみ事業として、「学校支援地域本部事業」が施策化されるに至り、小平の取組が日本全国の学校関係者に紹介されることとなった。

内閣府の広報番組「Just ジャパン」にて、学校支援地域本部事業紹介番組のコメンテーターとして出演し、本事業推進の趣旨について解説する機会を得たが、文部科学省の担当者が、このDVDを使って全国で事業説明会を実施している事を知り、小平の地域力と学校との連携について高い評価を得たことをうれしく思い、学校と地域の関係者の皆さんに感謝する次第である。

ここで改めて、小平市教育委員会が、学校や保護者・地域の関係者と一緒に取り組んで

きた教育改革に向けた施策について確認しておきたい。

## 1. 小平市教育委員会が進めてきたコミュニティ・スクールの基本的な考え

平成13年度、小平市教育委員会が「学校経営協力者及びその会議」を設置した目的は、将来のコミュニティ・スクールに向けた第一歩の取り組みであることはこれまでも話してきた。この考えは全国でも小平独自の構想であり、「権限のない評議員制度は設けないこと。」「いずれ制度改正等により権限が付与されたときには、改めて制度の見直しをすること。」、そしてこの制度はあくまでも校長の学校経営に協力し、「保護者の願い」や「地域の声」を校長に伝え、助言・提案することにより、保護者に信頼され、地域に愛される学校創りに寄与する制度であることを委嘱状交付式において説明し、協力をお願いしてきた経緯がある。この時から、小平のコミュニティ・スクール創りに向けた様々な取り組みがスタートしているのである。この意味においては、市内小・中学校27校が同時にコミュニティ・スクール創りに向け、取り組みを開始したことになるし、その基本的な考えについては、これまでも合同会議等で幾度となく話してきた。

一方で、「国が法律で決めたことを、教育長の考えだからと言って変えることはできないし、文部科学省が認める訳がない。」等との反論が校長間にあったことも承知している。しかし、この手の反論は、やらない者、できない者、教職員をまとめきれない者の非難（批判とは違う）であり、現に校長のリーダーシップ、教職員や地域の協力者の理解の下、学校改革に着実に取り組み、成果をあげ、全国的に高い評価を受けてきた学校が出てきた事実は否定できない。しかも、それぞれの学校が特色をだし、保護者、地域との連携・協働・参画を進めてきた取り組みは、これからの学校創りの方向性を示したものであり、臆することなく校長としての夢を実現する、新しい学校創りにチャレンジして欲しい。

参考資料は、大分県教育委員会が毎年11月の第一日曜日に開催している「おおいた教育の日」（その後1週間を、おおいた教育週間として全県で教育関連事業を展開している。）に基調講演を依頼され、（平成17・18年度にも直接訪問を受け、基調講演の依頼を受けていたが、日程調整がつかず、お断りしていた経緯がある。）平成19年11月1日（日）に大分県芸術会館文化ホールにおいて講演した概要である。

## 2. バウチャー・スクール、チャーター・スクールの否定

教育バウチャーが一躍脚光を浴びたのは、安倍政権における教育改革国民会議で話題となり、児童・生徒の保護者に一種の金権であるバウチャーを発行し、各学校の児童・生徒数に応じたバウチャーを教育予算の総額とし、学校経営に取り組みさせる施策である。

この方式の問題点は、教育予算を確保することが目的となり、単純に児童・生徒の獲得から、本来の教育活動とは違う視点や目的で学校経営が進められる危険があることと、

バウチャー・スクールの導入にあたっては、基本的に学校間の競争により、児童・生徒の獲得のための学校選択制が前提にあることから、後述の学校経営上の問題点が生じてくる。昨日のプレス報道にも大きく取り上げられたように、各地の教育委員会が、学校選択制の廃止や存続の是非について検討に入った事を報じていた。小平市教育委員会としては、平成13年当時、学校選択制を導入しないことを宣言したことから、A新聞の教育欄に、「学校選択制に背を向けた教育長」として紹介されたことがある。

チャータースクールについては、一時期日本でもチャータースクールをつくらうというキャンペーンが張られたが、なかなか進まないのが実態である。チャータースクールの特徴を簡単に言えば、公設民営の学校とすることができる。学校開設に当たり、学校経営の企画書や教育目標、教育活動等から、学校の期待される成果や効果等を掲げ、開設の許可を受けることになる。しかし、期待される成果や効果、実績が上げられなかった時には、学校の設置が不許可となり、廃校になる。このような学校を義務教育の小・中学校を抱える教育行政機関が持つこと自体、公平性、平等性、継続性を設置の基準とする公立の義務教育学校にあってはならないことである。

小平市教育委員会がすすめる共創の教育改革とは、学校と家庭・地域社会の連携の下、協働・参画型の学校経営と教育活動を創造し、

- \* 地域総ぐるみで子供とかかわり、子供を見守り、子供を支え、子供を応援できる地域社会づくりを通して、世代を越えたコミュニティづくり・特色ある教育活動を展開していく
- \* 手を掛け、目を掛け、気（心）を掛ける教育を、学校教育のみではなく、家庭で、地域社会で進めていく

ことにある。

幼児教育は、できるだけスキンシップを大事にする。  
小学校教育は、目配りを基本とし、やる気を促す。  
中・高教育は、気配りを基本とし、自立を促す。

この「子育ての大原則」と「教育の作用」を地域社会全体で確認し、共有化し、具体化していく施策が不可欠となる。

## 2. 小平市教育委員会が進めようとしている「学校支援地域本部事業」の基本的な考え

コーディネーターとボランティアによる多彩で多様な学校支援

- ・ 子供の教育活動にかかわる支援
- ・ 子供の教育活動を支える整備等に関わる支援
- ・ 学校経営の整備等に関わる支援（新たな視点）
- ・ 子供・学校支援にかかわる関係機関との連携・協働

### 3. 小平市教育委員会が進めてきた放課後子供教室の基本的な考え

- ・ 学校外教育活動への地域総ぐるみの協働・参画
- ・ 地域の大人の活躍の場（地域デビューの機会と場と活動支援の提供）
- ・ 大人と子供・大人同士の絆づくり  
（世代間交流を基盤とした、世代を越えたコミュニティづくり）
- ・ 地域の大学・事業所等との協働・参画（社会貢献活動の共同立案）

今後は、上記1. 2. 3を総合的な地域連携、協働・参画のシステムとして一体的に構築する方向で、小平市教育委員会が進める共創の教育改革をさらに充実・発展させ、全国のモデルを創る意気込みで取り組んでいくことを期待している。

今後は、コミュニティ・スクールを核とした、「地域教育プラットフォーム構想の構築」が、小平の教育改革の課題となる。

### 4. 学校選択制・二学期制を導入しない基本的な考え（既に合同会議にて説明）

- \* コミュニティ・スクール、登下校の安心・安全確保、地域力を活かした放課後子ども教室の推進、学校支援地域本部事業推進の趣旨は？
- \* 学校と家庭・地域社会との関係が、点と点の存在でしかなく、それぞれの連携が進まなかった頃と比べ、現在の面の中での関わりが着実に進み、小平独自の共創の教育改革を支えてきたと言える。
- \* 日本の気候・風土や地域社会の生活・文化に根付いた三学期制のサイクル、特に中学生の学習習慣の実態は？

諸外国の教育機関との交流を考え、9月新学期の大胆な教育改革に踏み込むならば、二学期制への移行には支障はない……。7月、8月と夏季休業日を長く取ることにより、体験活動の機会と場の充実、進級・進学、並びに留学等にメリハリがつく。

### 5. 夏季休業日など、長期休業日等を縮減してまで授業時数の確保をしない基本的な考え

- \* 長期休業日を体験した子供たちの著しい成長の姿
- \* 学校と家庭・地域社会との連携、協力、役割分担の趣旨の理解と実践  
授業時数の確保は他の方法を検討することにより充分可能
- \* 既に、各学期初め・末の給食実施回数の増や開校記念日・都民の日を授業日とすることにより、夏季休業日5日分位の授業時数は確保できている。

### 6. 小・中一貫校について

私の個人的な見解としては、基本的に賛成しかねる。

少年期の九年間はあまりにも長い。子供の人間関係に、固定されたイメージが付きまとい、チャンス、チャレンジ、チェンジという、最大の教育の機会と効果を生み出すことへのデメリットが大きい。

更に、年齢差が開きすぎているため、相互の活動に限界が生まれ、年長者が年少者をお世話することが目的に変わりやすい。現に、3・3・3とか、4・3・2という学年進行パターン、学年交流が工夫されているようだが、毎日子供が顔を合わせ、活動する、学校という名の共同社会に変わりはなく、子供の成長を促す、よい意味での刺激が奪われる危惧を持たざるを得ない。小・中連携は、これまで以上に進めることが大事であるが、進学する学校への希望や憧れは、子供の成長に大きな意味を持つことを忘れてはならない。（中・高一貫校は……）

#### 弾力的運用を活用した学校創造への未来

弾力的運用を活かした学校創りにこそ、これからの学校教育の未来が見える。これまでは、「不登校」とか「いじめ問題」解消のための弾力的運用が事例として紹介されていたが、ケースワーク的な後追い型の運用ではなく、グループワーク的な夢のある、前向きの運用を考える方が仕事は楽しく、アイデアも活かせ、活力も生まれる。

小1プロブレムの問題、中学1年生の中学校生活への不適應問題から生じる不登校の急増（平成18年度、小・中合計で126,894人）だと  
今、学校教育の抱える問題は、教育内容の問題だけではなく、学年進  
の構造的な問題を抱えている。

小1プロブレムを解消するには、先進的な取り組み（プレ1年生教室）を実施している学校のための課題ではなく、全ての小学校で実施する必要がある。その一つの試みとして、幼稚園、保育園、その他、就学前の子供たちの計画的な、年間を通した就学体験を学校教育に組み込んで行くことを検討する必要がある。ここに、幼・保・小の具体的で実践的な連携が生まれてくる。この場合、年長組を小学校に組み込むのではなく、（幼稚園、保育園の経営を圧迫してはならない。）年長組の担任と保護者・ボランティアによる協力で、小学校生活を体験させるためのプログラムを開発し、用意することが前提となる。

同様に、現在の小学校6年生が、進学する中学校へ年間を通して定期的に通い、単に中学校の授業見学をするのではなく、実際に中学校の教室で授業を受けたり、行事や部活の見学や実際に参加したりすることにより、中学校進学への適度な刺激と期待を持たせることができる。この場合も、担任や専科教師、保護者やボランティアとの連携活動、中学校との組織的

じ  
か、  
行上

対応を具体化しておくことが重要である。

今の6年生は、精神的にも、肉体的にも著しい成長期にあり、小学校と中学校の緩やかな接続に配慮した学校生活、カリキュラム、小・中学校の具体的で実践的な交流制度を用意することにより、急激に増える不登校問題にも対応することができる。こうすることにより、中学校進学時の精神的な不安解消や中学校生活への適応指導、教科学習にも腰を据えて取り組むことができ、部活動での子供の成長においても、技術的にも精神的にも大きな成長が期待できる。進学先が2～3校に分かれる場合でも、学校間の組織的対応、保護者や学校支援ボランティア等の協力により、実施は不可能ではない。

中学生時代は、自分発見、自分づくりに挑戦、専念させる貴重な期間である。自分の将来に夢を持ち、未来に向かって様々な体験を積み、やりたいことに熱中し、集中するには、現在の3年間はあまりにも短く、慌ただしい。教師が腰を据えて子供の成長に力を発揮できる環境でもない。このような中、1年次のつまずきはその後の中学校生活に大きな影を落とし、取り返しのつかない時間を送ることになる。最悪の場合、その後の成長や人生そのものに大きな影響を及ぼすことになることもある。小学校6年次に、中学校のプレ体験を定期的に導入することにより、その後の3年間、充実した中学校生活を送ることができるよう考えてみる必要がある。

ところで、先述で「小・中一貫校」に否定的な私見を述べたが、不登校児童・生徒の小・中一貫校にはメリットも多い。

不登校児童・生徒が通う小・中一貫校として有名になったのは、教育特区の指定を受けてスタートした、八王子市立「高尾山学園」である。この学園の構想は私のアイデアである。平成13年、当時の八王子市の成田教育長が、教育長就任に当たり「教育改革に向けてスタートした小平の取り組みの解説や手を付けていない斬新なアイデアがあれば、是非伝授して欲しい。」と、小平を訪れたことがある。

教育改革に向けた学校教育、社会教育の分野で、それぞれ、7つの課題と15の実践項目を設け、学校と家庭、地域社会、教育行政が一体となって取り組むことの意義と期待される成果を説明する中で、一つだけ出来なかったことの事例として、「不登校児童生徒の学校づくり」について熱っぽく語ったことを思い出す。

小川東小学校の跡地利用に関しては、特別教室、運動場、体育館、プール等の施設もあり、当時の西村教育長と星野理事に、教育センター、不登校児童・生徒の施設として活用するよう提言しておいたが、教育長として帰ってきた時には既に市民活動センターとしての活用方針がほぼ確定しており、3階の教育相談室や教育支援室・あゆみ教室の規模も縮小されていた。何とか3階全てを教育委員会として確保することはできたが、

その時の無念さが、不登校児童・生徒の一貫校づくりの思いを語ったのかも知れない。

新たな学校として新規の設置となるので、児童・生徒数の確定には課題もあるが、その数に応じて正規の教員、講師の配置を受けることができる。教育課程に関しては、不登校児童・生徒故のカリキュラム開発が可能となり、児童・生徒同士の学び合いの環境をつくり、登校を促すことができる。

#### 7. 小平市教育委員会が進めてきた、学校の敷地内喫煙の全面禁止の趣旨

「健康日本21」推進の下、「受動喫煙防止法」が成立し、幼児や病人、成長盛りの子供のいる施設、大勢の人々の集まる場所等では、受動喫煙を防止するために全面禁煙にする事が法的にも大原則となる事から、小平市教育委員会としては、全国に先駆けて「学校の敷地内全面禁煙」を打ち出したものである。成長期の子供たちの健康を守ることがその最大の趣旨である事を考えるならば、教師は率先して敷地内の喫煙をやめるべきであり、こっそりと喫煙している姿が保護者や地域の人々に知られた時に不審を買うのは至極当然と言える。十分に注意して欲しい。

#### 8. 東京都が進める環境教育について

東京都は先頃、都内の事業者に対し、CO<sub>2</sub>削減の数値目標を課し、達成できない事業者に対しては事業所名を公表する事とした。このことから東京都の意気込みが窺える。このことを受け、多くの児童・生徒を抱える学校も「環境教育の実践的事业所」として取り組むことが求められることとなった。その方法については、チェックリストを含め、取り組みの指針とその方法等について具体的な取り組み事例が示されることとなっている。

昨今の地球温暖化に伴う異常気象や世界各地の天候異変、それに伴う人々の生活への影響と変化等について学習する機会を設け、子供の頃から環境に配慮した生活や生き方を自然に身につけることのできる学習プログラムを早急に用意する必要がある。

### 参考資料

#### 二学期制と三学期制

学校教育法施行令第29条により、教育委員会規則で定める。（都道府県・区市町村教委）

同施行規則第47条第55条により学校にゆだねた場合は、各学校判断で決めることができる。

教育制度上の慣行を変えるものであるため、基本的には国のレベルで検討を経て決定す



る方が望ましいと考える。

文部科学省は、中央教育審議会に「今後の初等中等教育改革の推進方策」について、長期休業日や学期の在り方について諮問（15. 5. 15）し、今後国の考えが示される予定。

### 改革の留意点

目的と手段を混同してはならない

メリットとデメリットを十分に検討し、改革に着手する。

### リスクの問題

新しい方法には新しいリスクがあり、十分に検討することが重要である。改革は、間違っただけで消しゴムで消し去ったりすることができるものではない。（子供への影響）

「確かな学力向上」と「心の教育の充実」のために二学期制がどれほど貢献するかを見極め、判断することが大事である。

### 二学期制の論点

#### 導入側のメリット（長所）論

- ①授業時数の確保（始業式・終業式が減る）
- ②教師にゆとりが生まれる（通知票の作成・学校行事の削減）
- ③学習の連続性・完結性が確保できる。
- ④教育活動に特色が出せる
- ⑤学習サイクルが長くなり、「総合的な学習の時間」など継続して問題解決する学習計画が立てやすい。
- ⑥教師の意識改革に有効である

以上は、研究発表・マスコミ等で報じられた利点である。

#### 二学期制への疑問とデメリット（短所）論

- ①授業時数の確保ができる

二学期制になると、始業式、終業式、通知票の作成等の手間が省け、学校週五日制で減った授業時数が確保されるというが、問題である。

- ※授業時数を確保する \* 長期休業日を削ればよい。  
授業日が減った分、休業日を減らす。  
学校週五日制検討時に協力者会議で検討されたが、この考  
えには疑問がある。
- \* 始業式、終業式にも授業は可。  
\* 午前中授業を見直す。  
\* 給食実施日数を増やし、午後の授業を確保する。  
\* 開校記念日や都民の日を授業日にする。  
\* 始業時刻を教師が守り、授業を大切にす。  
\* 行事の指導の手だてを見直し、前後の授業のカットをなくす。

- ※通知票発行の意義 \* 各学期の子供の成長について、学習、学級・学校生活、交友  
関係、生活科や総合的な学習の時間、特別活動等の事実の記  
録と課題、本人への指導・助言、今後の学校での指導方針、  
家庭の協力の在り方等について報告するものであり、次の学  
期への子供の成長の励みとなるよう表記するものである。
- \* そのためにも、評価のスペンは短く、回数も適度に多い方が  
よい。
- \* 子供、保護者にとっても、公式の成長の記録である。

## ②教師にゆとりが生まれるというが？

理解に苦しむ。教師にゆとりを生ませる方法は別途考えるべきであり、二学期制に結  
びつけるのは本末転倒も甚だしい。教師の勤務条件の改善については別の条件整備とし  
て考えるべき問題である。

通知票作成の手間が省けるに至っては言語道断であり、教師の適格性を問われる。

## ③学習の連続性・完結性が確保できる。

学習の連続性は、学期の長短とは無関係である。

学期が長くないと完結できないのであれば、いくらでも長くなってしまふ。(一学期  
制)

短くても完結できるし、長くなり過ぎて完結しにくいこともある。完結性については、  
現行の三学期制の方が、優れているといえる。

学習の連続性と不連続制については一考を要するところであるが、一学期中に長い夏  
休みがある方が、むしろ連続性を中断するといえる。

④教育活動に特色が出せるというが？

これは全く理由にならない。教育の特色は、学期の長短とは無関係である。量ではなく、質の問題である。

教育の特色とは何か、特色の意味について一考をすべきである。

特色のキーワードは、「自信」に尽きる。

第三者に対して、胸を張って特色について語れ、具体的教育活動の実践を持つことが特色の本質である。

⑤「総合的な学習の時間」の学習計画を立てやすいというが？

こうなるとなんだかこじつけに思え、情けなくなり、総合的な学習の時間の目的と活動の在り方を理解しているのかどうか疑いたくなる

この時間は、「自ら課題を見つけ、考え、解決し、説明・表現する力」を多くの人々との関わりを通して培うための時間であり、時間の長短とは関係なく、課題によって設定されるべきものであり、指導計画の質と活動内容がむしろ問題となる。

二学期制でなければできないことではなく、現行の三学期制でも十分に対応できるものである。（二学期制に移すための理由付けにしか聞こえない。）

⑥教師の意識改革に有効というが？

教育の改革はただひとつ、「学力向上と心の教育の充実」にあり、教師のエネルギーはこのことに向けられるべきである。改革を混乱に導きかねない。

※生活のリズムと学習のリズムの一致が望ましい。

二学期制を進めると、夏休み・秋休み・冬休み・春休みと四分割され、四学期制になる危険性が残る。

現行の三学期制は、夏休み・冬休み・春休みと、学期の後に家庭・地域を中心とした生活があり、日本の気候・風土、学校の授業のリズムと生活のリズムが一致している。

各学期末の評価と指導に基づき、家庭学習の習慣や主体的な学習・地域活動を促し、次の学期・学年に連続的に取り組ませることができる。

二学期制は、夏休み前と冬休み前には通知票がなく、むしろきめの細かい評価と指導が分断される。

義務教育は国の基盤として、全国的に統一性を確保しておくことが望ましいと考える。

## 学校選択制

改革にはメリットとデメリットがある。

新制度のメリットのみに目がいきがちである。

新入生0の学校も現れた。

- 14年度 A区の小学校で0 15年度15名入学  
校長・PTA・卒業生・地元でPRに努め、児童を確保したが……。
- 15年度 M区の中学校 1名  
I区の小学校 2名  
K区の小学校 5名（男子1、女子4）

## 学校選択制の趣旨

学校選択制の提案は、教育改革国民会議においてなされた。

当時は、全国の学校の半分ぐらいまですべきという意見もあった。経済改革・行政改革のアナロジーで、数値目標を教育改革に導入すべきという考え方。

学校選択制は、地方では問題が多く、大都市のみで考えられるもので（大都市でも問題は多い）数値目標にはなじまない。

現行法制上にはその言葉はなく、義務教育における現行の学校制度の例外として認められているに過ぎない。（弾力的運用）

## 学校選択制の狙いと綻び

一般的な学校選択制の狙い

- ①競争原理の導入による教育の活性化
- ②その結果として、個性化、多様化
- ③教師の意識改革

希望者の少ない学校

希望者が多すぎて、抽選で入学を決めた学校

親や子供が学校を決めたのではなく、学校が子供を選んだことになる。

学校選択という名の子供選択につながる危険性がある。

義務教育の公立学校に競争原理を持ち込み、多様化の名の下に、格差と差別化を進め、巷で指摘される「勝ち組と負け組」をつくることに他ならない。

（義務教育設置の目的は……）

## 問題点

### ①多様化に伴う格差の増大

(義務教育としての全国的水準の維持が困難)

### ②選択基準の混乱に伴う不安定化の促進

(義務教育は、全国どこの学校に行っても安心して教育が受けられるべき)

### ③家庭・学校・地域の連携の希薄化、複雑化

(地域の概念が、面から点の集合体になる)

### ④通学路の安全確保の困難性

(通学路の指定が複雑になり、防犯への協力、近年の通学の登下校中における事件への対応が困難になる)

### ⑤コミュニティ・スクールの考えと矛盾し、今後の学校運営協議会(小平市は、学校経営協議会)の設置や機能にも問題が生じる。

### ⑥郷土愛が育てにくい

教育委員会が進めている「地域で育てようすこやかな子ども」の理念が地域社会に理解されにくく、地域の教育力の導入等、連携・協力関係に問題が生じる。

### ⑦学校選択の究極は、「教師選択」になることからの混乱が懸念される

### ⑧学校統廃合の手段になりかねない

「子供が近くの学校に通い、地域ぐるみで子供を見守り、育むことが人間性の形成や郷土愛につながる。選択制ではそれが困難となる。」

指定校制度を守りながら、他方、指定校変更の認定を例外として認めれば、ことさら選択制を導入しなくてもよい。学校選択制をとっている地域でも、現在指定校以外を選択する割合は20%に満たないといわれている。

## 教師の意識改革のために選択制を導入する

教師の意識改革のために、学校選択制がもっともよい方法とは思わない。

選択制によらない教師の意識改革と研修の機会の充実

自己評価 外部評価(第三者評価) 業績評価

## これからの教育

### (1) 多様性の共存

学校選択制にもみられるように、あるいは民間人校長の採用とか、二学期制、小・中一貫校、中・高一貫校と、多様性が共存する時代となる。つまり、規制緩和で選択肢が増大することになることにより、格差が増大していくことにつながる。

(義務教育学校では問題がある。)

(2) 自己責任の増大

自由は責任を意味する。だからこそ、たいていの人間は自由をおそれる。バーナード・ショウ

『自由—自己規制—自己責任』は、自由の三点セットである。